

化学物質過敏症について

1 化学物質過敏症とは

化学物質過敏症とは、極めて微量の化学物質に反応することによって生じる健康被害をいいます。アレルギー疾患様な特徴と、中毒的な要素も兼ね備えており、未だに病態や発症メカニズムは明確になっておらず、医学的な治療法が確立されていません。

※2009年に保険診療の病名リストに登録されています。

2 化学物質過敏症の主な症状

頭痛、めまい、吐き気、全身倦怠感、不眠、便秘、動悸、腹痛、喘息発作等
この他にもさまざまな症状を訴える方がいます。

3 原因となる可能性がある物質

<主に屋外>

大気汚染物質、ディーゼル粉塵、排気ガス、除草剤、殺虫剤、花粉、動物の毛等

<主に屋内>

柔軟剤、芳香剤、洗剤、漂白剤、香水、食品、食品添加物、残留農薬、タバコ、カビ、ダニ、ちり、建材、接着剤、塗料、等

※その他にもあり、なかなか原因を特定できません。

4 陳情に対する意見について

原因が特定されないことから、周囲から理解されず苦しんでいる方がおり、幅広く啓発を行いこの疾患について正しくご理解いただくことで、苦しんでいる方への配慮をすることが大切であると考えます。

①ポスター・チラシ（ポスターのAサイズ、別紙参考）を作成し、市内の保健所、役所及び公立病院に掲載・配布すること

本市においては、2019年以降、県のポスターを活用し、保健所、保健センター、区役所、協働センター等にポスターの掲示や、ホームページでの周知啓発に取り組んできた。

引き続き、公立病院等、所管施設にポスターを掲示し、市民の正しい理解が進むよう、周知啓発に努めていく。

②チラシ（ポスターAサイズ、別紙参考）を市内自治会の回覧板に、一軒につき1枚受け取るように回覧すること。

1枚紙のチラシは取り忘れられることが多くなると考えられるため、毎月配布され普段より手に取り読まれている広報はままつに掲載することにより、より多くの市民の目に触れるように周知していく。

③市内の公立病院のどこか1ヶ所に週半日のみ、化学物質過敏症の指導と診断書を発行できる医師を配置させること

化学物質過敏症については、病態や化学物質による影響など未解明の点が多く、いまだ医学的に治療法が確立されておらず、全国的に専門医はいないと認識している。

そのような中、専門外来の設置など積極的な受け入れ体制の構築は現状厳しいが、一般的にこれらの症状を訴えられる方は、アレルギー様症状を有することが多いため、化学物質過敏症の診療については、アレルギー科を有する医療機関等で診療を行っていくこととなる。

④化学物質過敏症は免許の更新の時、浜松市の西部運転免許センター（浜北区小松 3220 担当：中村補佐）で個別の部屋で講習が受けられる情報（2022.5.16 確認済）を浜松市保健所HPサイトに追記すること。また、この情報をポスター・チラシにも掲載すること。

市公式ホームページ、浜松市保健所の「化学物質過敏症にご理解をお願いします」のページに、浜松化学物質過敏症の会のホームページをリンクし、化学物質過敏症の方へ、貴会ホームページでご案内している西部運転免許センターの情報ははじめ、支援に関する必要な情報が届くようにしていく。